

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

〔令和二年六月十九日 財務省告示第百五十二号〕
〔最終改正 令和三年二月十八日 財務省告示第四十四号〕

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、令和二年六月十九日以後に支出された寄附金について適用する。

一 社会福祉事業に関する民間奉仕活動を行う団体等が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第二条（定義）に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により日常生活に支障を生じていることその他これに類する事実がある者に対する支援を行う活動に必要な資金に充てるものとして、社会福祉法人中央共同募金会に対して支出された寄附金（令和二年六月十九日から令和三年一月三十一日までの間に支出されたものに限る。）の全額

二 公益社団法人又は公益財団法人の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により日常生活に支障を生じていることその他これに類する事実がある者に対する支援を行う活動、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための対策を周知する活動、マスクその他の着用することによって新型コロナウイルスにばく露することを防止するための個人用の道具又は消毒液を配布する活動、新型コロナウイルス感染症の患者が療養をするためのテントその他の仮設の施設を設置する活動、新型コロナウイルス感染症の患者の診療に従事する医療従事者の通勤を支援する活動並びに新型コロナウイルス感染症の患者の移送を支援する活動（相当の対価又は助成金を得て行われるものを除く。以下この号及び次号において「新型コロナウイルス感染症対策等支援活動」という。）に充てるために当該公益社団法人又は公益財団法人に対してされる寄附金であつて、当該公益社団法人又は公益財団法人が当該寄附金の募集につき次に掲げる要件を満たすことについて当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三条（行政庁）に規定する行政庁をいう。）の確認を受けた日の翌日から令和三年一月三十一日までの間に支出されたものの全額

イ 当該公益社団法人又は公益財団法人が当該新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を行うために、当該寄附金の募集を行うことについて相当の理由があること。

ロ 募集要綱（寄附金の使途並びに募集の方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ハ 令和四年一月三十一日が到来した場合、当該新型コロナウイルス感染症対策等支援活動が終了した場合又は不正等の事実があつた場合には、それまでに受け入れた当該寄附金の額から当該寄附金のうち当該必要費用に充てられたものの額（同日が到来した場合にあつては、同日後に行う当該新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に係る必要費用の額を含む。）を控除した残額について地方公共団体に寄附すること。

三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項（定義）に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人である法人（以下この号においてこれらの法人を「認定特定非営利活動法人等」という。）の新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に特に必要となる費用（ホにおいて「必要費用」という。）に充てるために当該認定特定非営利活動法人等に対してされる寄附金であつて、当該認定特定非営利活動法人等が当該寄附金の募集につき次に掲げる要件を満たすことについて同法第九条（所轄庁）に規定する所轄庁の確認を受けた日の翌日から令和三年一月三十一日までの間に支出されたものの全額

イ 当該認定特定非営利活動法人等が当該新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を自ら行うために、当該寄附金の募集を行うことについて相当の理由があること。

ロ 募集要綱（寄附金の使途並びに募集の方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ハ その募集する寄附金に係る会計と他の会計とを区分して経理すること。

ニ その募集する寄附金の収入の実績並びに当該新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に係る活動及び支出の実績について、適時に、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ホ 令和四年一月三十一日が到来した場合、当該新型コロナウイルス感染症対策等支援活動が終了した場合又は不正等の事実があった場合には、それまでに受け入れた当該寄附金の額から当該寄附金のうち当該必要費用に充てられたものの額（同日が到来した場合にあつては、同日後に行う当該新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に係る必要費用の額を含む。）を控除した残額について地方公共団体に寄附すること。